



## 「ふりかけ・ソルト」(再掲)

この言葉は、インターネットの利用に伴うトラブルや危険から青少年を守るために考えた合言葉です。この機会に是非ともご一読下さい。

- 保護者向けの合言葉～「ふりかけ」
  - ・ 「ふ」～フィルタリングを利用しましょう
  - ・ 「り」～利用状況を把握しましょう
  - ・ 「か」～家庭でのルールづくりをしましょう
  - ・ 「け」～携帯型ゲーム等もネットができます
- 青少年向けの合言葉～「ソルト」
  - ・ 「ソ」～相談をする
  - ・ 「ル」～ルールやマナー、法令を守る
  - ・ 「ト」～匿名でないことを理解する

ふりかけ

ソルト

※ 東京都が定めた「青少年のインターネット利用に関する啓発の指針」のURLです。  
[http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/seisyounen/09\\_internet\\_shihin.html](http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/seisyounen/09_internet_shihin.html)

### 東京都議会議員選挙のお知らせ —東京都選挙管理委員会—

- 投票日 平成25年6月23日(日)
- 期日前投票 平成25年6月15日(土)から22日(土)まで

平成25年4月号  
No. 9

## ひきこもりにどう接するか？

ひきこもり等の問題を抱えるご家族の心身の負担を軽減し、ご本人への望ましい接し方を理解するための講演会と、若者の社会参加を支援している団体によるパネルディスカッションと合同説明会を開催します。

- 開催日 平成25年6月1日(土)
- 会場 東京都庁第一本庁舎5階

**無料**

- ① パネルディスカッション(事前申込不要)
- ② 講演会「ひきこもりにどう接するか？」(要事前申込)  
講演者：精神科医、医療法人社団北の丸会・  
北の丸クリニック院長 倉本英彦氏
- ③ 合同説明会(事前申込不要・入退場自由)

※ お申込み方法等の詳細につきましては、下記ホームページをご覧ください。  
[http://www.wakamono-ouen.metro.tokyo.jp/for\\_person/news/96](http://www.wakamono-ouen.metro.tokyo.jp/for_person/news/96)

# 条例相談コーナー

～「東京都青少年の健全な育成に関する条例」の説明～

新学期がスタートして1ヶ月が過ぎようとしております。この時期は、子供たちが新しい環境にも慣れつつあり、また、ゴールデンウィークが目前に迫った解放感等から、子供たちが夜に外出する機会が増えるかもしれません。そこで、子供たちの夜の外出に係る規程についてご紹介いたします。

東京都青少年の健全な育成に関する条例（以下条例）では、①保護者に対し、深夜に青少年（18歳未満の者）を外出させないように努めることや、②事業者等に対し、深夜に営業施設内等にいる青少年に帰宅を促すよう努めることなどが規定されております。

さらに条例では、③深夜において、青少年を立ち入らせてはいけない施設をいくつか規定し、青少年の環境の整備をして健全な育成を図っております。

**Q** 保護者が深夜に青少年を外出させないように努めなければならないという規定について、説明をして欲しいのですが・・・。

**A** 条例第15条の4第1項で「保護者は、通勤又は通学その他正当な理由がある場合を除き、深夜（午後11時から翌日午前4時までの時間をいう。以下同じ。）に青少年を外出させないように努めなければならない。」と規定されております。

※ ここでいう「正当な理由」とは、本人又は保護者・親戚等の病気や事故、旅行先からの帰宅等の突発的又は一時的なものが想定されます。

※ 「深夜」とは、条文中に記載のとおり午後11時から翌日午前4時までの時間をいいます。

**Q** 事業者等が、深夜に営業施設内等にいる青少年に帰宅を促すという規定について、説明をして欲しいのですが・・・。

**A** 条例第15条の4第4項で「深夜に営業を営む事業者及びその代理人、使用人、その他の従業者は、当該時間帯に、当該営業に係る施設内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。」と規定されております。

※ 深夜（午後11時から翌日午前4時までの時間）に営業を営んでいる事業者等（例えば深夜に営業しているコンビニの経営者、従業員）は深夜に施設内等にいる青少年に帰宅を促す責任があることを規定しています。

※ 帰宅を促す方法としては、掲示や放送等が有効と考えられます。

**Q** 深夜に青少年を立ち入らせてはいけない施設について教えてください。

**A** 条例第16条の規定により「興行場（一例として映画館）、ボウリング場、スケート場、水泳施設、カラオケボックス、まんが喫茶、インターネットカフェ」が深夜に青少年を立ち入らせてはならない施設となります。これらの施設の経営者、従業員等は、午後11時から翌日午前4時までの時間帯に青少年を立ち入らせてはいけません。

さらに、**保護者同伴の場合であっても立ち入ることができない**ので注意が必要です。

※ 条例による規定ではありませんが、ゲームセンターについては、18歳未満の者は午後10時以降、16歳未満の者は午後6時以降に店内に立ち入ることが禁止されております。

東京都青少年・治安対策本部 総合対策部 青少年課

連絡先 03-5388-3169

条例・規則の全文等につきましては、

東京都青少年課ホームページをご参照ください。

東京都青少年課

検索